

安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響

山極寿一

この問題については大学の学長として大変困惑しています。防衛装備庁の公募要領には「公開を原則とする」と書かれているものの、国家の防衛に関わる研究が常に公開できるとは正直思えません。当然、機密性の高いことが出てくると予想され、その場合に誰がどう判断するのがよくわかりません。研究の運用に関しては、「研究課題の進捗管理等は、本制度の運用全体を統括する者として、防衛装備庁の職員であるプログラム・ダイレクター（PD）の指示の元、プログラム・オフィサー（PO）が中心となって行います。POもそれぞれの研究テーマ毎に防衛装備庁の研究者から適切な人材が指名されます。研究実施者は、POと密接な連携を図ることが求められます。」と記されているので、公開できないという判断は研究者ではなく、PDやPOにゆだねられることになりそうです。

これは大学としてはとても困ったことです。なぜなら、大学の研究は公開するかしないかは基本的に研究者の判断すべきことであるからです。しかも、最近では、学位論文の全容を公開することが義務付けられています。防衛装備庁の研究には大学院生の参加が可能と思われませんが、その成果が学位論文として公表される場合、指導教員ではなく防衛装備庁のPDやPOがそれに待ったをかけることができるというのはまことに不都合であると言わざるを得ません。

また、研究代表者は日本国籍を有し、日本で公に認められた研究機関に所属することが条件になっていますが、研究分担者や協力者にこの条件は付けられてはいないようです。しかし、大学ではさまざまな国の留学生が研究に参加をしており、大学院で研究活動をする留学生はそもそも特定の教授の研究チームに入ることを希望してやってきます。そこで、教授の研究テーマや資金の出所によって参加できなくなるというのは、大変困る事態なのです。高い機密性が要求される研究で、とくにその技術が安易に国外へ流出しては困るような場合、誰がどう判断するのか。ときには、日本と政治的に対立している国からやってきている留学生がいるかもしれません。大学としては、すべての留学生に平等に研究機会を与えたいと思っています。防衛装備庁の研究に関して出身国と日本との関係によって、この機会に制限が加えられるようなことになるのは避けたいというのが偽らざる心情です。また、直接研究に参加していなくても、学内にはさまざまな国からの留学生がいます。それらの留学生が出身国と日本との関係に基づいて、ある研究室には立ち入り禁止になるという事態も大学としては好ましくありません。

こういった判断を、実際に研究費を使っている研究者がどう下しているのか。また、PDやPOがどういった指示を出しているのかについて、現状を詳しく知りたいと思います。